2024年10月4日

2025―2027年度中小企業・SDGｓビジネス支援偉業における経費実地検査及び財務状況確認業務
（公示日：2024年9月6日　管理番号：24a00634）について、意見招請実施要領に関する意見・質問と回答は以下のとおりです。

独立行政法人国際協力機構
国際協力調達部次長（契約担当）

通番	該当頁	項目	意見・質問	回答
1	P.6	利益相反	利益相反として「本業務の契約期間中、受注者及び「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）第 8 条に規定する親会社及び子会社、同一の親会社を持つ会社並びに委託先事業者等の緊密な利害関係を有する事業者は、JICA が実施する中小企業・SDGs ビジネス支援事業の提案法人及び外部要員となることができない。」としている。との記述がございますが、本件を受嘱した法人は、現在行われております中小企業・SDGs ビジネスの効果的実施による〇〇分野の課題解決推進に係る調査のJICAコンサルタントとして参加できないという解釈となりますでしょうか。	本件の場合は利益相反にあたるため、中小企業・SDGs ビジネスの効果的実施による〇〇分野の課題解決推進に係る調査には参加できません。
2	P.4	「(1)経費実地検査」	①仕様書内の「（１）経費実地検査」について、こちらは国内の往査となりますでしょうか？	ご認識のとおりです。
3	P.5	（３）機材原価計算の妥当性確認」	②仕様書内の「（３）機材原価計算の妥当性確認」項目に記載の「本事業関連ガイドライン」についてご共有いただくことは可能でしょうか？	⇒以下リンクの「国際協力調達部ガイドライン　民間連携事業（業務委託契約）」の「民間連携事業（業務委託契約）経理処理（積算）ガイドライン」のP15よりP20に記載がありますので、こちらをご参照ください。 民間連携事業（業務委託契約）　｜ JICAについて - JICA